

フレッシュアーティスト助成制度

令和5年度募集要項

公益財団法人榎本文化財団

1. 助成の趣旨

この法人が若手音楽家の活動を助成支援することを目的として制定した「フレッシュアーティスト助成制度」に基づき、当該活動を奨励することによって、クラシック音楽の振興に寄与しようとするものです。

2. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべてに該当すること。

- (1) クラシック音楽の演奏又は作編曲を専門とする者であること
- (2) 演奏又は作編曲について3年以上の実践経験があること
- (3) 募集年度4月1日時点で年齢30才以下であること
- (4) 申請しようとする活動が営利目的でないこと
- (5) 活動状況及び成果について適正に報告できること

※個人・グループ・団体の別を問いません

※上記(1),(2)の演奏には器楽演奏の他、指揮・歌唱を含みます

※グループ・団体の場合、(3)は代表者の年齢とします

3. 対象となる活動

<対象となる活動期間>

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に開始し完了する活動

<対象となる活動の一例>

- ・ 室内楽コンサートの開催
- ・ 室内楽ワークショップの開催
- ・ 自作曲の発表公演
- ・ 音楽理論の研究発表 など

4. 助成額、募集期間

(1) 助成額 1件あたり50万円まで

(2) 募集期間 令和6年12月1日～令和7年1月31日

5. 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる費用とし、諸給与・事務所維持費・生活費等の経費は除くものとします。ただし、活動のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金についてはこの限りではありません。

6. 応募手続

(1) 応募書類

①助成申請書

②履歴書（顔写真貼付、様式自由）

※グループ・団体の場合は代表者の履歴書を添付してください。

※ボールペンもしくは黒ペンで記入、又はプリンター等で印字してください。

(2) 応募方法

応募書類一式をこの法人宛にご郵送ください。

※令和6年1月31日消印有効

※直接のご持参はご遠慮ください

(3) 応募・問い合わせ先

公益財団法人榎本文化財団 助成事業係

〒101-0021 東京都千代田区外神田 3-2-1 京楽産業.グループ東京ビル 6F

TEL : 03-3253-2770 FAX: 03-3253-2771 MAIL: info@enomoto-bunka.or.jp

7. 選考及び助成の決定

この法人に設置する選考委員会において選考し、理事会が決定します。

選考結果は令和6年3月中旬～下旬に応募者に文書で通知します。

8. 助成金の交付

令和6年3月下旬に指定口座（申請者名義）への振込払いとします。

9. 助成対象者の義務等

活動終了後1カ月以内に、活動により得られた成果、今後の課題及び支出した金額

等についての「完了報告書」を本法人に提出いただきます。

10. 個人情報の取扱いについて

取得した申請者の個人情報は、別途定める「個人情報管理規程」に基づき本助成に

係る目的にのみ使用いたします。